

## Q 別居中の生活費 夫に払ってほしい

夫と別居しています。私たち夫婦に子供はいません。別居後、しばらくは夫が毎月生活費を振り込んでくれていたのですが、最近は全く振り込んでくれなくなりました。私はパート収入のみです。収入が高い夫に、生活費を払ってもらう方法はないでしょうか。

### 法律 相談室

婚姻費用の分担請求ができません。

婚姻費用とは、夫婦や経済的に自立できない子供の生活費など、婚姻生活を維持するために必要な一切の費用を指します。夫婦には、互いに扶助義務があり、婚姻費用を分担する義務があります。

停を利用するとよいでしょう。

調停手続きでは、裁判官と調停委員で構成される調停委員会が、夫と妻の事情を交互に聞いて話し合いを進め、合意を目指します。調停で合意に至らなかった場合、審判手続きに移行

離婚の成立によって終了します。調停や審判で、別居していることを前提に婚姻費用の分担額が決まった場合には、その終期を「離婚または別居状態の解消に至るまで」と定めるケースが多くなっています。別居を解消し、同居に戻った場合も調停や

## 婚姻費用の分担請求可能

夫婦の生活費も婚姻費用に含まれるので、お子さんがいないケースでも婚姻費用の請求ができません。まずは、夫婦で婚姻費用をどのように分担するのか、話し合ってみましょう。相手が話し合いに応じない、まともでないなどの場合は、家庭裁判所の婚姻費用の分担請求調

し、裁判官が双方の収入や支出など一切の事情を考慮して、婚姻費用の支払い義務や額について結論を出します。調停や審判で決められた内容は調停調書や審判書に記載されます。記載通りに支払われなかった場合は、給料の差し押さえも可能です。

審判の効力は及ばなくなりません。調停や審判でどんな資料を出せばいいのか分からない、何を伝えればいいのか分からないなど、手続きに不安がある場合には、弁護士などの専門家に相談することをお勧めします。

県弁護士会マスコットキャラクター「ちーべん」



県弁護士会所属の弁護士が、皆さまの法律的なお悩み、ご相談についてアドバイスするコーナーです。随時掲載します。弁護士に直接相談したい場合は、県弁護士会（千葉043・227・8954、松戸047・366・6611、京葉047・437・3634）に電話で予約してください。県内14か所の法律相談センターで、相談することができます。一般法律相談の相談料は、30分2000円（一部を除く）です。